

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ 介護保険第1号被保険者の介護保険料減免申請ができます

申込 問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎ 62-9133

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）は、一定の要件を満たしている場合、申請により介護保険料の減免が受けられます。

対象要件等については、現時点での国の基準に基づいたものとなっていますので、今後の状況により内容が変更となる可能性があります。申請をされる方は事前に係までお問い合わせください。

## 対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の**主たる生計維持者**が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者**の事業・不動産・山林または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、**次のア・イ両方に該当する**第1号被保険者

ア：事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である

イ：減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である

## 対象保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限があるもの

### ●減免の「申請理由」にご注意ください

申請理由および記載内容が事実と異なる場合には、減免の全部または一部が取消される場合があります。介護保険料の減免を受けた方の減免理由が変わった、または減免理由がなくなった場合は、必ず住民福祉課 介護高齢者係へお知らせください。

## -消費者見守り情報 No.129-

一方的に送りつけられた商品の代金は  
支払い不要！

問 茅野市消費生活センター ☎75-8188  
長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660  
住民福祉課 住民係 ☎62-9112

### こんな相談

**事例1** 母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取りを拒否してよいか。

**事例2** 実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

### 消費者へのアドバイス

特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにも関わらず一方的に送りつけられた商品は、ただちに処分することができるようになりました。一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。

しかし、贈答品などの可能性もありますので、まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。困ったときは、すぐにお住まいの消費生活センター等にご相談ください。

（消費者ホットライン☎188）



出典：国民生活センター